

## 秋田県告示第534号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和6年11月29日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 (1) 処分をした年月日  
令和6年10月3日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
有限会社キダ総建  
秋田市飯島字坂道端12番地4  
代表取締役 木田橋 愉己夫  
秋田県知事許可（般－3）第12703号
- (3) 処分の内容  
土工事業及びとび・土工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実  
令和6年10月3日付けで土工事業及びとび・土工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日  
令和6年10月16日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
大進建設工業株式会社  
秋田市飯島字古道下川端217番地6号  
代表取締役 保坂 清孝  
秋田県知事許可（般－1）第2343号
- (3) 処分の内容  
とび・土工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実  
令和6年10月8日付けでとび・土工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日  
令和6年10月17日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
株式会社ケーエスダクト工業  
南秋田郡井川町浜井川字喜兵衛堰160番地の1  
代表取締役 工藤 聡  
秋田県知事許可（般－3）第4256号
- (3) 処分の内容  
熱絶縁工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実  
令和6年10月16日付けで熱絶縁工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日  
令和6年10月17日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
株式会社タスクフォースエンジニアリング  
秋田市金足追分字海老穴262番地2C号  
代表取締役 天野 拓哉  
秋田県知事許可（般－5）第100063号
- (3) 処分の内容  
電気工事業及び電気通信工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実  
令和6年10月16日付けで電気工事業及び電気通信工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。